



可決された意見書

市議会では、国会または関係行政庁に意見書を提出することで、議会としての意思を表明します。第3回定例会では、8件の意見書が可決(内5件が全会一致)されました。

発議第15号	地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
発議第16号	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書について
発議第17号	令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について
発議第18号	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について
発議第19号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について
発議第20号	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について
発議第21号	知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書について
発議第22号	国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について

発議第15号 地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、令和2年度はもとより令和3年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっています。

地方自治体では、医療、介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、政府におかれては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項について確実に実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 事業所税は、都市の重要性が高まる中、都市環境の整備・改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に欠かせない貴重な財源となっており、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。

発議第16号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書について

国の二度にわたる補正予算において、様々な制度の創設・拡充がなされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設・増額され、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できることとなりました。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、標記交付金を活用した様々な対応策を検討していますが、一方、令和2年7月豪雨により、県内の被災市町村においては、標記交付金の有効活用に向けた十分な検討が進まないことが懸念されています。

また、有効な治療薬やワクチンなどが開発されるまでは、今後の感染拡大に備えることが重要ですが、その影響が十分に見通せない中、現時点で将来を見据えた課題を念頭に、事前に制度設計をすることは困難な面があります。

よって、政府におかれては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、用途を限定せず、基金積立により複数年での活用を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域ごとに実情が異なるため、対象事業や対象経費を限定することなく、柔軟な活用を可能とされるよう強く要望いたします。

発議第17号 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書について

令和2年7月豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、現時点で判明しているだけでも60名を超える多くの尊い命が失われ、住家についても全半壊が4,600棟以上、床上浸水が1,500棟以上の被害を受けています。また、道路、河川、鉄道、農地・農業用施設、保健医療福祉施設、公立学校施設等の損壊や山地の崩壊、更には地域の生活を支える商工業や観光業、農林水産業等においても甚大な被害が生じています。

この未曾有の災害に対し、本市では、発災後直ちに飲料水、食料等救援物資の提供や職員派遣による現地支援を行っておりますが、県都であり、また政令指定都市である本市にとって、被災地域を含む県土全体のけん引役として県全体の発展に寄与することが求められております。

よって、政府におかれては、被災地域が一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、下記の事項について措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1 令和2年7月豪雨について、被災地域の一日も早い復旧・復興が実現できるよう、現在コロナ禍にあることも十分勘案の上、予備費の活用や早期の補正予算編成をはじめ、特別交付税の重点配分等、特別な財政措置を講じること。
- 2 被災者生活再建支援制度について、支給額を増額するとともに、生活再建を早期に進めるため堆積土砂排除事業の実施における要件の緩和と財政的支援を行うこと。併せて、災害廃棄物等の早期処理のため補助率のかさ上げなど、特別な財政措置を講じること。
- 3 電気、ガス、水道などのライフラインや道路をはじめとする生活インフラの早期復旧に向けた支援を講じること。
- 4 被災した医療施設や社会福祉施設等の復旧について、早期に被災者等へ十分な医療・福祉を提供できるよう、被災状況や地域の実情に応じた特別な財政措置を講じること。また、学校等施設・設備についても、早急な災害復旧、学校再開後の授業の円滑な実施のための教職員等の増員やICT環境の整備などに特別な財政措置を講じるとともに、被災した児童生徒の心のケア等に係る支援体制の充実を図るため、特段の措置を行うこと。
- 5 熊本地震とコロナ禍の二重苦により、中小事業者の経営が極めて厳しい状況にある中、今回の大災害により、三重苦となった事業者が事業の再開・継続を断念することなく、早期復旧が実現できるよう、「グループ補助金」をはじめ、自治体連携型補助金や持続化補助金に加え、幅広い分野に対応できるよう更なる特別な支援制度の枠組みを措置すること。また、被災企業を支援する商工団体等も施設等に直接被害を受けていることから、その復旧への支援措置を講じること。さらに、農林水産業も大きな被害を受けているため、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の早期実施とともに、国庫補助率のかさ上げ、十分な予算の確保及び地方負担分に係る額について地方財政措置を講じること。
- 6 熊本地震後のコロナ禍の中で、既に甚大な影響を受けている観光業が事業継続できるよう、GoToキャンペーンにおいて、被災地域向けの特別枠を設けるとともに、事業終了後に「ふっこう割」等の特別キャンペーンを1年間程度実施するなど、被災地域に特化した需要喚起策等の財政支援を講じること。
- 7 甚大な被害を受けた鉄道の早期全線復旧に向け、特別な財政措置を講じること。また、鉄道不通区間の通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バスの運行経費等に対して特別な財政支援を講じること。

発議第18号 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について

- 1 現行法の期限終了後も、地方の実態に即した地域の指定を含め、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度を充実・強化すること。
- 2 新法においても、現行法第33条の規定による「市町村の配置分合等があった場合の特例」(いわゆるみなし過疎及び一部過疎)を引き続き堅持すること。

発議第19号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の最高額を300万円から500万円に引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置(起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%)を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。